

総務委員会会議録

平成21年 5月18日(月)

(開 会) 10:04

(閉 会) 12:47

○ 委員長

ただ今から総務委員会を開会いたします。まず、案件に記載されておられません、執行部から、「新型インフルエンザ対策本部の設置について」報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定しました。本件についての報告を求めます。

○ 健康増進課長

新型インフルエンザの対応についてご報告いたします。皆さんご存知のように、16日に国内感染いたしました、神戸、大阪等で国内感染をいたしております。その報を受けまして、土曜日、16日の土曜日になりますけれども、13時30分に対策本部を市長の命で設置しております。その後、健康増進課を中心に警戒体制をとりまして情報の収集に当たっております。翌、日曜日ですけれども、8時半から本部会議を開催いたしまして、今の状況と対応策について協議をしているところでございます。今後の状況につきましては刻々変わっておりますので、その状況を把握しながら対策を講じたいと思っております。以上、簡単ですが報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑ありませんか。

○ 兼本委員

時間あんまりないそうですので端的に言いますけど、実は飯塚でもう有名になっております車いすテニス大会が、明日レセプションがあるわけですね。で、これはもうご案内のとおり国外の選手もかなり入ってくるんやろうと思っておりますけどね、その点についての対策は検討されましたか。

○ 健康増進課長

国外選手につきましては、既に発生国からの入国が予定される選手につきましては、毎日体温を計っていただいて、その状況を保健所に報告していただくような体制をとっております。

○ 兼本委員

ということは、もう、明日のレセプションには我々が参加しても大丈夫というふうにとらえていいわけですか。これは、渡航歴のない大阪・兵庫において、このような100人近く患者が発生して、どこから原因かもわからん。多分、神戸とかああいうところですからね、外国の船とかなんとかいろいろ入ってきて発生したのではないかなというふうには考えますけどね。しかし、いずれにしてもこのような情勢の中で、例えば明日参加する方たちに行政のほうでマスクを用意するとかね。例えば徹底した、昨日は神戸なんかのお祭り中止になったとかいうようなことがあるわけですね。あそこは発生してるからやけどね。飯塚、福岡県ではまだ、県では恐らく発生してないと思っておりますけどね。だけどもある程度やっぱり、致死率はもう0.何%ぐらいやから大した病気ではないようには報道ではあれますけどね、もしもこういうことをやって、例えば患者が出たということになれば、十分な措置を講じたかということについて、行政の責任というのは当然、市民からの批判は受けなければいかんやろうと思っておりますよ。だから、そういうものについて、今、保健所に体温なんかこう適宜報告してやりますよというふうな、やりますから大丈夫ですということであれば、そういうふうなことについての対応を、例えばさっき言うようにマスクの配付とか、それからマスクをかけて参加してくださいとかね。何かある程度のやっぱり措置は講じておいたほうが、もしも仮に一人でも発生したとき

に何らの措置も講じなかったということについての批判は受けるんじゃないかなと思うわけですけどね。我々も明日出席ということで出しとったけど、どうしようかなというふうにやっぱりこう、一抹の不安を感じてるわけですよ。だから危険を感じる人たちが自ら防衛のためにマスクしてくるのが当然ですよという考え方もあるんであれば、そういうふうなことをやるとか、何らかの措置を私は講じといたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、その点はどんなふうにお話ありましたか。

○ 健康増進課長

現在、市民向けにうがいとか手洗いとかマスクの使用とかいうことで広報しております。

大会事務局に対しましても、今日この後にその協議をさせていただき予定しております。それで、できたらそのマスクをしていただくような形のお話になると思います。

○ 兼本委員

いや、なりますというのはいね、その大会の事務局のほうも少ない予算でこれ運営するやからね。だからそういうふうなものに対して、危機感がないね、あんまりその今のような答弁であればね。何のたまために対策本部立ち上げたのかっていうのは、そういうものがあるから予防に徹底した、当然いろんな指標の中に入とったうがい、手洗い、これは外出から帰ってきたらやってくださいということのものは入とっておりますけど、明日は一般的に違うんですよ。かなりの人数が参加して、そして、ましてや外国の選手も来るといところでね。で、1週間ぐらいの潜伏期間があつて、それから発生するということで、実質その報道ではもう何百人ぐらいは発生してるんじゃないかなというふうな予測もされているような現状を受けた明日なんですよ。で、対策本部を立ち上げたって言って、日曜日にわざわざ8時半から会議までやって、やったのに今の答弁は何か、大会本部と話してマスクしてもらうようにつて、じゃあ、そういうマスクをしてもらうような周知徹底をどういう形でやるかということをおね、そこまでやっぱり考えないとだめなんやないの。何か大会本部お任せで、我々は全然関係ありませんよというふうなことじゃだめじゃないかなあ。部長、いろいろ話さんでちゃんと答弁してごらん。

○ 保健福祉部長

先ほど課長が申しましたように、今から車いすの事務局とも協議する段取りになっておりますので、そこで検討させていただきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○ 兼本委員

いや、検討さしてもらいますというのはい、どういうふうに検討するわけ。あなたたちは対策本部をして、きのう8時半から会議したんでしょ。だからそういうふうなものも当然明日、明日ですよ。1週間先とか10日先のことじゃない、明日よ。じゃあどうするかということは、もう例えば今日の朝刊で、参加する方はどうしてもらいたいとかいうようなことを記事に載せてもらいたいとかね、例えば明日の朝刊で、今日の夕刊と明日の朝刊には載せてもらいたいとかね。それから、例えば新聞報道だけでだめだったら、普通のときのように広報車回すとかね、自分ところで予算がないでマスク買うお金がなかったんやったら、何かそういう形をしないとだめでしょう。ご理解をお願いしますつて、何をご理解していいかわからん、全然。

○ 保健福祉部長

今仰せのように、新聞報道もしくはボランティアであれば車いす事務局、ほかの町内会等であればどこまで周知できるかは難しいかもしれませんが、広報等に努めさせていただきたい。そういったことについて協議したいと考えております。

○ 兼本委員

もうとにかく日にちがあんまりないからね、いずれにしても、もうどうしようこうしようということじゃないんですよ。やるとすればそういうふうな、明日参加する方たちには自分で自己防衛をしてくださというお願ひするか、もしくは入り口に消毒液を置くとかね。やってるでしょう、消毒液を置くとかね。今、動物園とかなんとかでも消毒液を置いて、中に入るときに

手洗いをして入るとか、マスクを置いてマスクを配布するとか。方法はもうないんですよ、そんないろいろ考える方法は。だからどっちの方向でいくか。例えばマスクを買うとすれば当然予算も要るからね、その予算はどうなるかっていうようなことも考えないといかんわけでしょう。マスクが幾らするのか知らないけどね、例えばマスクを用意しといて例えば半額で配布するとかね。それから、来る人は自己防衛でマスクをしてください、それから入るときには消毒液を置きますというような、消毒液の手配とかなんとか要るんですよ。今、ここで発生してないから対岸の火事みたいな考え方じゃだめなんですよ、やっぱり。全然危機管理がもう出てない。ひとつも今の答弁では。

だから、どうするかということについては、行政としては大会事務局と今から話し合うんだったらどういう方向でいくのかについて、例えば予算が向こうでなかったらうちのほうで出しますとか、何かそういうふうなことまで検討してやらないとき、また持って帰って副市長、市長、どうしましょうかたつてもう日にちないよ、もう時間が。限られた時間よ、もう明日やるんやから。だからそのところまでやっぱり、今日、大会事務局と話し合いするんやったら、そういうふうな行政の考え方というものを持って会議に望まないとできんでしょう。間に合いますか、そんな今からまた帰ってきてどうするこうするという話してから。だから、今言ったように方法はないんです、そんなに。消毒液を置くということとかね、何とかあるでしょう、そんなこと。だからどうですか、そんなとこきちっともうやっついていかないと、みんなやっぱり心配してるから、報告してもらいたいということをわざわざ委員長に申し入れしてると思うんですよ。どうでしょうか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:15

再開 10:18

委員会を再開いたします。

○ 保健福祉部長

大会、その他イベントにつきましては、現状といたしましては来られる方の自己防衛というのが基本でございますけれども、消毒液等、マスクにつきましても大会事務局とこれから協議させていただきたいと考えております。

○ 兼本委員

答弁がもう、言ってもかみ合わんからね、けど、言った意味はわかってるんやろうと思えますので、いずれにしても、これをやったから完全に発生しないというようなことはないと思えますけどね。しかし、ある程度行政として関わっているものについてのイベントがあるときにはね、やっぱりそういうものがある程度防止できるような措置というものは、大会事務局が、車いすの大会事務局があるけど大会事務局さんお任せじゃあなくして、行政もやっぱり自分たちの責任だというふうなつもりでやっぱり臨んでもらわんとね、後で発生したときに行政としての対応がまずかったとか、いろんなことの批判は必ず受けるということは肝に銘じて、今からの会議、臨んでください。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 八児委員

新聞等の情報で今の話ありましたけれども、やはり若年層の方、小中学生とかそこら辺がやはりかかりやすいというか、そういう人が対象に今かかれておりますので、そういう対策について少し、わかれば教えてください。

○ 健康増進課長

若年層に特化したようなものはございませんけども、一般市民向けに通常の、今回の分は通

常のインフルエンザと毒性も変わりませんので、通常の予防策をとということでお願いしております。で、基本的にはなるべく人混みを避けるとか、必ず手洗いをする、マスクをするということで情報提供をさせていただいております。

○ 八児委員

それで、小中学校においての対策ですけれども、手洗いとかうがいとか、そこら辺はもう日ごろインフルエンザの対策というか今までのですね、あると思いますので、しっかりそこら辺、周知徹底のほうをやはりやっていかんと、今の話じゃないんですけども、まさかっていうことが起こり得るといことはやはりあったわけですから、そこら辺しっかりと徹底をお願いしたいと思いますので、よろしく願いしときます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 川上委員

兵庫の高校の先生がね、子どもが感染したと聞いて夢にも思わなかったと言った報道がありましたね。新型インフルエンザについてはもう導火線に火がついて、爆発点まで進んでいる段階だと。いつ発生、それからフェーズが上っていく状況になってもおかしくない状況だっていうのはもうずっと言われていたわけですよ。それで、そういう状況の中で、今言ったような認識の学校関係者がおったというのはどういうことかというように思うんだけど、基本的には通常のインフルエンザと余り変わらないというふうにお話がありましたけど、感染の仕方がそうだということだと思ふんだけど、最大の問題は今人類に抗体がないということでしょう。このウイルスに対しては。だから容易に感染していくわけでしょう。で、さっき自己防衛、自己防衛という、部長も自己防衛と言われましたけど、自己防衛という面もあるかもしれませんが、その人が感染源というか広げていくわけですよ。その人も自分の健康守らなければいかんけど、1人が感染すれば爆発的に感染して、広がっていくわけじゃないですか。だから、集会とか来た人の健康を守ろうっていうだけじゃあなくして、飯塚において爆発的な感染の広がりを食いとめるっていう点からいっても、先ほどの答弁聞いてましてもうどうということかなあと、非常に危機感がないというふうに指摘がありましたけど、私もそう思います。

それで、特にちょっとお尋ねしたいことは、端的に物を言いますが、市役所の職員が全員マスクをつけて通勤、勤務するというのはどういう段階でそういうことになるかなと思ふんですよ。その辺はどう考えていますか。

○ 健康増進課長

県内発生した場合には、マスクを必ずしてもらおうというような状況になります。

○ 川上委員

午後にもでも県内発生、午前中でも県内発生の報道があるかもしれない状況なんですね。それで、そのマスクは全職員が今保持してますか。

○ 健康増進課長

今、役所のほうで備蓄をしますマスク、予定をしますマスクを含めまして1万2千用意するようにしております。で、通常1日当たり、必要な部分というのは大体1日当たり1千枚ほど使用するような形になりますので、大体10日分ぐらいでの備蓄と考えております。

それで、通常の今の段階では職員に個人でマスクをちゃんと持つておくようにということで指示は出ております。

○ 川上委員

今、ここにおられる方は全員自分で持つてる。それで、市として1万2千枚はいつから渡すわけですか。職員に。

○ 健康増進課長

基本的には国内発生した段階でもう一度会議を開きまして、県内で発生した場合については

そこで決定をいたします。

○ 川上委員

ちょっと細かいこと聞きますけど、その1万2千のマスクはどこに置いてあるんですか。

○ 健康増進課長

この本館の食堂がある棟になりますけども、その下の倉庫のほうで保管をしております。

○ 川上委員

いずれその時期が来る可能性が私は高いと思うので、支所だとか市の基本的な機能のところね、あるいはすべての機能のところでも言ったほうがいいと思いますけど、もう展開しておいたほうがいいんじゃないですか。ここに1万2千置くんじゃないかって、もう決定したらすぐ、渡せるようにしておいたほうがいいんじゃないかと思うんですよ。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:26

再開 10:26

委員会を再開いたします。

○ 総務部長

今、健康増進課のほうから説明ございましたけども、マスクについてはとりあえず1万2千の備蓄ですね。それから、再度追加備蓄ですね。これは購入に向けて今努力をいたしております。また、職員については、まず最初に職員が自分で業務に必要なものですから準備しなさいということで指示を出しておりますので、そういった分が切れた後、ライフラインの確保に必要な部分でそういったものを、市が備蓄してるものを使いたいというふうに考えております。まず職員で準備するように指示を出しております。

○ 川上委員

それは聞いたんですよ。だから1万2千倉庫に保管してるのはね、県内発生の知らせがあつて、どういうふうに展開していくのかと。それからぼちぼち展開するんじゃないかと合わないでしょう。だから先にしかるべきところに置いとけばいいんじゃないかと。防災倉庫じゃないけど、備蓄するじゃないですか。そういう必要性は感じてないですか。

○ 総務部長

先ほど申しましたように、まず職員については既に自分で準備しなさいという指示を出しております。そして、ライフライン確保にマスクがないとか、手に入らないとかいう場合にはすぐに配置するようにですね、そういった段取りについても今検討いたしておりますので、ご心配のないように対応いたしたいと考えております。

○ 川上委員

それは職員用なんでしょう。1万2千というのは。

○ 保健福祉部長

一般的な業務につきまして、事務を執る場合のマスクにつきましては自分で用意するように、また、要援護とかいろいろな場合がございまして、そういった場合に使用するために別途備蓄しているということでございまして、その場合にはすぐ出せるようには準備いたしておりますので、よろしく願いいたします。

○ 川上委員

じゃあ、10日分用意してるっていうのは事実と違うじゃないですか。あなた方ね、職員は千人おるからね、1万2千あるから10日分大丈夫ですって言ったじゃないですか。で、私は全職員がいつマスクをつけるのかと。それをそれぞれ自助努力ですね、業務に必要な物だから自分が買いなさいというのはおかしいでしょう。業務に必要な物は市が出さんとおかしいでしょう。そんなこと聞いてない。だから、この1万2千というのはずっと倉庫に置いとくための

物なんですね、あなた方の答弁で言うと。職員に渡すべきものじゃないわけね。心配しないでくださいって、心配しますよ。誰だって。

○ 総務部長

先ほど言いましたように、業務を続けるために必要な措置として備蓄のマスクを使いたいと。ですから、当面最初は職員の準備、これはマスク入りませんのでですね、そういったものを含めて緊急対策用にライフラインを確保しなくちゃいけませんから、それ用に備蓄をしておくと。状況に応じて使っていくということでございます。

○ 川上委員

もう質問しませんけどね、ちょっと、少しずれてるんじゃないですかね。危機感もずれてるし、それから先ほど言ったところもずれてる。市の職員は住民サービスをする人たちです。だから必ず市民と接触するんです。で、そのときに住民サービスと同時にウイルスも渡してしまったらいけないでしょう。だから言ってるんですよ。もらうというのもあるけど、市の機構というのは全面展開してるわけだから、だから一気に広がるじゃないですか。市民全体の中に。だから言ってるわけですよ。それだけちょっと指摘をしておきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので御了承願います。

じゃあ、関係のない執行部の方、退席されて結構です。

次に、「請願第8号 住民生活の安心・安全の確立を求め、地方の切り捨てにつながる安易な地方分権・道州制に反対する請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本件を審査するに当たり、紹介議員として楡井莞爾議員に出席を求め説明を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、紹介議員に出席を求め説明を受けることに決定しました。紹介議員は紹介議員席にお着きください。

それでは、本請願について紹介議員の説明を求めます。

○ 楡井議員

皆さんおはようございます。本請願の審議に当たりまして趣旨説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

お手元に請願文も用意されておると思っております。皆さん御承知のように、政府の諮問機関としての地方分権改革推進委員会というのが勧告を公表いたしました。それ以来、小さな政府というのを標榜しながら、国の出先機関を廃止統合、また地方への移譲、その結果として国家公務員の大幅削減というのを押し進めるように指導といいますか、勧告したものであります。

請願者も申しておりますように、憲法で規定され、また私たち地方議会が目指しておりますし、日々努力もしている地方自治を実現するという上で、国と地方の役割のあり方を検討するというはこの請願の趣旨にもそれは否定はしておりません。しかし、その検討の際に請願者が最も重要というふうに考えているものは、すべての国民がどの地域、どの地方で暮らそうとも、全国共通の憲法上の権利、つまり国によって国民全員に保障されるべき最低限の公共サービス、いわゆるナショナルミニマムと言われるものでありますけれども、この権利が保障されなければならない。それを前提とした上で検討しなければならないというふうに述べています。また、勧告は、国の役割を外交や防衛、治安、それから政治をサポートする政策の企画・立案、これに今限定をして、請願書にもありますように国民の暮らしにかかわることには地方に移譲しようとするものであります。従って、勧告どおり進めてよいのかというのが疑問として残ります。

皆さん御承知のように、2004年の三位一体の改革の断行や、その後進められてきました市場原理主義と言われるものの弊害がこの一、二年、非常に明らかになって社会的格差が広がっています。こういう中で地方自治体の財政基盤、これも大きく揺らいでこの面にも大きな格差が生まれている。そういう状況の中で、憲法上のナショナルミニマム、これが保障される点が失われるということが心配されているわけでありまして。この点は、全国町村長会の意思とも共通しています。

このような点から、そこに示しております二つの点で請願、意見書を政府に送っていただきたいという請願趣旨の、請願者の意思であります。その趣旨2点は、地域住民のナショナルミニマム切り捨てにつながる地方分権・道州制は行なわないこと、二つ目が国の直接的な責任で引き続き安心・安全な公務公共サービスを行なうこと。この2点でありますけど、これをぜひご審議いただきまして、別紙にあります意見書案を採択していただきますようお願いいたします。以上で説明を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

○ 兼本委員

私も道州制そのものについては一部疑問は持っております。というのは、三位一体の改革で税源の移譲とかなんとか言いますがね、非常に補助金とかそういうものは削減して、地方自治体を苦しめるというような国の政策の中、これ道州制をやって、果たして例えば税はどうなるのかとか、それから、国会議員の数はどうするのかとか、いろんな問題がたくさんあると思うんですね。だから、道州制そのものについてはいささか疑問を持つわけですけど、ここに書いてありますナショナルミニマムですか、これは何も国の出先機関を廃止統合したからこれがなくなるということでは私はなかりうとは思うんですね。

だから、そういう意味でこの紹介議員は、今言われましたように、国の出先機関を廃止統合、それから地方に移譲した場合には、この国民一人一人が受ける、憲法で保障されている権利がなくなると言われましたけど、どういうふうな点でなくなるのか。例えば当然、これを廃止したからといって、これ道州制あるわけですから、国でやりよったやつを道州制の中で同じようなものを設置して、当然国民に対するサービスというはあると思うんですね。これ廃止するということではないと思うわけですね。だから、その点でどういうふうなもので、この国民一人一人が当然憲法で保障される、受ける権利が縮小もしくは制限されるのかという点と、それからその次に、大企業のもうけ優先の国づくりというふうにも書いてありますが、これは道州制をやった場合に、大企業のもうけ優先の国づくりというふうにも位置づけているのはどういうことでこのようになるのか、その2点をちょっとお尋ねいたします。

○ 楡井議員

最初の点につきまして、縮小、その他の三位一体との関連なんですけど、三位一体改革によって、御指摘がありましたように税源等の問題で、地方のほうへのマイナスという状況が大きく出ているようであります。例えば2004年、三位一体改革が行なわれましてから2007年までの間ですけれども、国庫負担、国庫補助金ですね、これが4兆7千億円減ったとか、それから地方交付税が5兆1千億円減ったとかいうような数字が出ております。こういう地方への交付税が、それからまた国庫負担金が減るという状況の中で、自治体の財政が厳しくなっていくって、その結果としてこの道州制なりが導入されれば、財政的に有利な、豊かな地方に住んでいる方はそれなりに水準の高いサービスを受けられる。財政的に苦しいところで生活してる人は低いサービスしかない。こういう状況はやっぱりそのナショナルミニマムという問題から見れば、差があるわけですから、憲法で保障されているものにはならないんじゃないかという指摘です。で、統合や廃止などによれば、今まで例えば職業安定所、これが直方、田川、飯塚、それぞれあったんですけれども、これは筑豊に一つということになれば、そこそこ

の住民の人たちは等しくサービスを受けるということにはならないんじゃないかというような関係も生まれてくるんじゃないかと思います。そういう意味では、従来どおり田川、直方、飯塚、それぞれで職業安定所の仕事をするべきだというようなことじゃないかというふうに考えます。

それから、道州制になった場合、大企業中心の政策がやられるというようなことのご指摘がありましたけれども、やはり飯塚と4町が合併しまして、それまでは穂波は穂波だけでやっていたようなことが、飯塚市全体でこの大きな仕事ができると。すると、そのために住民の負担も増えていってるというようなことになるんじゃないかというふうに思うんですね。これが県段階、九州8県にこうなれば、福岡一極集中型の開発というようなことが押し進められていくんじゃないかというような心配をしている。これは合併を進めた結果として、市町村会、その他が心配している状況と一致してるんじゃないかというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○ 兼本委員

今、サービス機関、たとえ例に出されたところが統廃合された場合にということですけど、これは行革の考え方でいくと、地方も行革やるわけですから国も当然行革やる。そしてその中で、例えば今もういろんな、電子自治体というようなものを今からつくっていきこうということですからね、そういうふうな施設を合併して一極にするということは、例えば私が関係あります法務局に行ってもですね、昔は飯塚と筑穂と大隈とあったわけですよ。これがなくなって今は飯塚支局一つになったというような形のもので、これは一極になったから何もサービスが低下したというようなことに私はならないと思うんです。

だからそれは、ここで請願を出されている方は組合の方の方ですけどね、だから働く場所が多ければ多いほどというのは、やっぱり働く人についてはそういうふうな考え方があろうかと思えますけど、それが合併して一つになったからサービスが、市民サービス、国民サービスが低下するかということ、一概にそういうふうにはつながらないんじゃないかと思うんです。

今、国のほうにおきましても公務員の定数を、先日の民主党の代表選でも2割、国家公務員を2割カットするというような話も出ておりましたように、いろんな意味でやっぱり国も行革、地方も行革ということをやらなければならない。ただ、私は、道州制に一番問題があるのはそういうことじゃなくして、地方の道州制の財源はどうするかということ。例えば今言われるように、道州制によって、財源の豊かでないところはサービスの低下があるんじゃないかということ、まさにそれは今の旧態依然の補助金頼りになるわけですからね。だからそういうことにならないように、やはり道州制もつくろうということで国はやっとするわけですから。ただ、それが結果的に道州制にやったときに、税がどれだけのものに、国が税を徴収して、そしてその道州に人口で渡すのか何で渡すのか知りませんが、どういうふうな役割で税金を渡すのか、そして、今のように国が一元管理をしておいて、それで高級官僚で、あそこの自治体にはこれだけやる、あそこの自治体にはこれだけやろうというような形でいけば、今のような地方自治体切り捨ての形になろうと思うんですよ。だから、その道州制についてはいささか問題があると思うし、ましていわんや今のところで出先機関は廃止・統合、地方移譲ということで、やることについては私は行革の中で当然これはやってしかるべきだと思います。

で、もう1点お尋ねしました金もうけ優先主義ということは、一極集中になるから大企業が優先するということやなくして、例えば飯塚市の例でとれば、合併したからといっても飯塚市の業者だけじゃなくして、やはり旧自治体の業者さんも当然指名の中に入れて、均等に仕事は取っていただくようにというような努力はしておりますので、これは道州制になったとしても、それはその道州制の自治体が当然に、そういう形でやれば金もうけ優先というような指摘はいささかおかしいんじゃないかなというふうな気がするんですね。

だから、道州制そのものについて、もう一遍考え直そうということについては私もあれはす

るんですけど、一概にこういう二点をぼんぼんと出して、こうだからこうだということについてはいささかちょっと紹介議員さんとは意見を異にするものですけど、紹介議員さんは例えば国の出先機関を廃止・統合、地方移譲した場合に、直接に市民にどういうことでサービスの低下が生じるのか、憲法で保障されている一人一人が受ける権利が侵害されるというふうにお考えか、もう一度ちょっとお尋ねしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○ 楡井議員

国が認めている憲法ですね。日本全体が認める憲法。これがどこの自治体に行ってもどこの地域に行っても同じサービスが受けられる、これがやっぱり基本にならなきゃならないというふうに、これはもうそのとおりなんですよね。で、やはりそういう状況がばらばらになるということが一番危惧してるのがこの請願の趣旨だというふうに思います。

それで、請願書のほうにありますように、この請願者も、ナショナルミニマムというやつがしっかり保障できるような状況のもとでの検討ということについては何も否定はしておりませんし、行革という側面からもそういう時代の流れといいますか、文化、機械の発展によってそういうこともあり得るといことは認めた上での請願だというふうには思います。

ただ、このことによって、この勧告によって、国の国民切り捨てと言いますか、労働者も含めた、そういう状況を何とか食い止めなければいかんというようなことからの請願だというふうに思いますのでご理解願いたいというふうに思います。

それから、具体的な点でこういうことがあるというようなことについては、今、生活が苦しくなっていっているという状況の中で、生活保護の申請がたくさん出てきているという状況があちこちで生まれています。これにやっぱり若干、やはりその地域差というのがあると思うんですね。で、飯塚市でいえば合併時は1人のケースワーカーが80世帯ぐらいを担当していったんですけど、今はもう90世帯を超えるような状況が生まれているということでは、住民の側から見ればそれだけ行政からのサービスが良くなならないし、受けられないし、市の職員にとってみれば労働超過を来しているという状況が生まれている。そういう中で、やはり住民全体のその福祉、暮らしを引き上げていくということからすれば、そこそこのやっぱり実情があるということも含めて、経済的に豊かでない市町村と豊かな市町村との差が生まれてくるということについてはそういう心配があるんじゃないかというふうに思います。

○ 兼本委員

現状でも地域格差というのは当然あってるわけなんですよ。今、東京の近郊の市においては、老人の医療費を無料にするとかいろんな意味で、例えばそこにイオンが進出してきたからイオンから上がる年収をそういうものに全部充てて、小さな自治体ですけどね、そういうふうなところでいろんな地域、特色に基づく、現行の中でも、国の一元管理の中でも、そういうふうな地域格差というのはそれぞれ特色ある自治体を運営しようという首長さんの考え方、それから自治体の、決してその財源は豊かではないけれども、そういうふうにとやろうと。たしか首長さん、八十何歳の方やったと思いますけどね、そういう自治体もあるんですよ。

だから、いずれにしても、現状でも地域格差というのは当然あってるわけなんです。だから道州制になって、紹介議員が心配されるように、ある意味では財源の豊かなところと例えば東京都とこの九州等で平等な市民サービスを受けられるかっていったらこれは格差はあるかもしれません。しかし、私はこの、今ここに請願されたのは、そういうふうな道州制そのものを根本的に見直したらどうかということについては賛成ですけどね、この国の出先機関何とかとか、それから大企業のもうけとか、こんなことだけでこの道州制に反対するという、地方分権と地方の切り捨てにつながるのか、それについてはいささかちょっと紹介議員さんと意見を異にするとこあるわけですよ。だから、現状においても地域格差はあるし、当然今言われるように生活保護でもケースワーカーさんの職員さんの担当世帯が増えたということは、これは100年に一遍訪れる経済危機の中で、当然今から先もまだまだ生活保護申請される方増える

かもわかりませんので、当然そうなるかもわかりませんけどですね。それはもうしかし、現状で行政が抱えてる職員で担当しなければならないというような、この中の厳しい制限があるわけですからね、だからそういうふうな意味でやられると、どうもちょっとそこところが、現状でも地域格差があるし、道州制を施行したからその地域格差が生まれるんじゃないかという趣旨とはいささかちょっと違うんじゃないかなと思うんですけどね。まあ、いずれにしましても、紹介議員さんにいろいろ、あんまり言うとならぬ怒られますのでこの辺にしときますけどね、以上、私、意見をちょっと述べさせてもらってから、もう終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。楡井議員さん、本日はお忙しいところ大変ありがとうございました。

(紹介議員退席)

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

先ほど兼本委員から質問と意見が出されておりました。財源保障の問題などについて、私も兼本議員と同意見のところがあります。それで、この意見書については、趣旨のところには委員同士でかみ合わないところもあろうかと思うんですけども、この意見書の骨格である一つ二つ項目がありますけれども、これについて総務委員会で一致できるのではないかと。これについてはですね。それで、意見書の案文が一応ありますけれども、請願者の思いも尊重しながらこの意見書案の記の1、2を尊重して、前文は総務委員会で手直しして、請願者の了解も得ないといけないと思いますけども、そういった形で意見書を採択の方向に持っていくというふうにはならないかと思うんですけども、委員の皆さん、いかがでしょうか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:56

再開 11:01

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

おはかりいたします。本件は、慎重に審査をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「入札制度について」を議題といたします。執行部から、資料が提出されていますので、補足説明を求めます。

○ 契約課長

それでは、補足説明をいたします。

平成20年度における工事契約の落札率、それから平成20年7月から試行実施いたしました条件つき一般競争入札の実施状況等につきましてご報告をいたします。お手元に配付しております「入札制度について」の資料によりご説明をいたします。

まず、資料1の平成20年度工事契約落札率別内訳表でござりますが、1ページをお願いいたします。1ページには市長部局の設計金額130万円以上の工事案件について、落札率別に記載をしたものであります。合計で183件、契約金額総額が46億9,176万9,600円となっており、全体の平均落札率は90.70%となっております。また、昨年7月から試行実施しております設計金額1千万円以上の土木一式工事、建築一式工事及び市内業者で履行不

可能な工事に係る一般競争入札につきましては、平均落札率は84.49%でございまして、一般競争入札に該当しない設計金額1千万円以上の指名競争入札における平均落札率は92.01%となっております。次に、2ページをお願いいたします。上下水道局における設計金額130万円以上の工事案件について、市長部局と同様に落札率別に記載したものであります。合計で88件、契約金額総額といたしまして18億8,764万6,950円となっております。全体の平均落札率は89.57%となっております。また、一般競争入札における平均落札率は81.51%、設計金額1千万円以上の指名競争入札における平均落札率は93.82%となっております。

次に、資料2の平成20年度条件つき一般競争入札実施状況についての御説明をいたします。3ページをお願いいたします。3ページから4ページにかけましては、市長部局における条件付き一般競争入札の実施状況を記載しております。昨年の7月1日から一般競争入札を実施しているところがございますが、左から工事名、工種、等級等、それから予定価格、最低制限価格、落札額、落札率、申請者数、応札者数、最低制限価格応札者数、入札日を記載しております。市長部局におきましては21件の一般競争入札を執行いたしました。その内訳といたしましては建築一式工事が6件、土木一式工事が14件、電気通信が1件となっております。落札率につきましては、4ページの一番下の欄に平均として記載をしておりますが、84.49%となっております。5ページをお願いいたします。5ページから6ページにかけましては、上下水道局の一般競争入札の実施状況について記載をいたしております。上下水道局におきましては26件の一般競争入札を執行いたしておりますが、その内訳といたしましては、土木一式工事が21件、市外によるものが5件でございます。その落札率につきましては6ページの一番下の欄に平均として記載をしておりますが81.51%となっております。昨年7月から本年3月までの9カ月間に全体で47件の一般競争入札を執行いたしておりますが、47件のうち44件が最低制限価格で応札し、そのうち42件がくじ引きとなっている状況でございます。

次に、資料3の平成18年度から平成20年度、平均落札率比較表についてご説明をいたします。7ページをお願いいたします。合併以後の平成18年度から20年度の平均落札率の推移といたしまして、市長部局と上下水道局、それぞれの平均落札率を記載しております。まず、市長部局の全体の落札率を見ますと、18年度においては96.40%であります。20年度においては90.70%と5.7ポイント低くなってきております。また、上下水道局の全体の落札率を見ますと、18年度においては96.71%でありましたが、20年度においては89.57%と7.14ポイント低くなってきております。特に昨年7月から導入いたしました条件付き一般競争入札における落札率が市長部局で84.49、上下水道局で81.51%と低くなってきているような状況でございます。

今後も契約課といたしましては、今後も入札制度につきましては調整、それから改善すべきものがいろいろと発生するかとは思われますが、その都度入札制度検討委員会に諮りながら、また総務委員会に報告を行いながら入札制度の見直しについて今後も進めてまいりたいというふうに考えております。以上、簡単ではございますが補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、ただいまの資料および補足説明を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

資料の1ページ見ますと、一般競争入札の欄で99.3%以上、99.6%未満という落札率の欄で、1件、1,795万5千円の契約金額があるわけです。これだけが異色なんですね。これ以外は20件90%未満になってますでしょう。で、これをどの工事かというのは、4ページ見ますと、15番、穂波川・遠賀川潜り橋上部工設置工事、これではないかと思われ

ますけども間違いありませんか。

○ 契約課長

ページ4ページの15番、これは穂波川・遠賀川潜り橋上部工設置工事でございますけども、川上委員言われるとおり、この工事でございます。

○ 川上委員

落札率の隣に申請者数とありますね。それから応札者数というの也有ります。ここのところを少し説明してください。

○ 契約課長

この条件つき一般競争入札で行いましたものは、業者選考委員会に諮りましてその後告示をするわけですけれども、告示後、申請があった業者が2社ということでございまして、実際入札、応札を行なった者が2社ということでございまして、その結果、この落札額で決定したということでございます。

○ 川上委員

じゃあ、会社の名前も含めて入札結果を教えてください。

○ 契約課長

この2社でございますけれども、会社の名前は株式会社エムテック、それから昭和コンクリート工業株式会社の2社でございます。

○ 川上委員

入札額は。

○ 契約課長

こちらのほうに税抜き落札額で記載しております1,710万円でございます。

その入札の額そのものは今、準備しておりませんけれども、時間を少々いただければ結果表を持って参りたいと思います。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:13

再開 11:19

委員会を再開いたします。

○ 契約課長

大変失礼いたしました。入札の結果でございますけれども、株式会社エムテック九州支店。これの応札額は1,710万円、それから昭和コンクリート工業株式会社九州支店。これの応札額は1,720万円で、落札は株式会社エムテックとなっております。

○ 川上委員

10万円の違いということで、ここには10万円の差いで99.40%になっていますね。ここには条件付き一般競争入札が上げてきた成果もあろうと思います。この中には最低制限価格の公表と相まった形のものもあると思うんですが、この本市が採用している条件付き一般競争入札の弱点がここに現れていないかと心配するわけですね。つまり1社でも入札を認めるということでしたでしょう。今回の場合は2社なんですけども、違いますか。

○ 契約課長

本市の場合、一般競争入札において申請が2社ということで、2社あれば執行するというようにしておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思ひます。

○ 川上委員

1社からと思ひ込んでおりました。まあ、余り変わらないですね。

それで、この重大な弱点だと思ひますよ。一般競争入札が2社で競争と。で、1,720万円の、予定価格1,720万2千円ですよ。で1社が、落ちたほうは1,720万円と、落ちた

っていうか負けたほうが。で、2千円なんですね。微妙なとこです。予定価格との関係ではね。定価格1,720万2千円に対し、落ちたほうは1,720万円を入れたと。で2千円違いなんですね、ここは。そういった点で言えば、先ほど今後とも入札制度改革についてね、総務委員会にも諮りながら、相談しながらと言われましたが、進めていくんだと言われましたけども、この一定の成果を上げている条件付き一般競争入札をさらにあなた方が、行財政改革実施計画で談合による落札率も引き上げを防止するというふうに言われてるわけですから、その方向でこそ見直すべきだと。で、後戻りは、指名競争入札への後戻りはだめだというふうに思うわけです。

そこで、幾つか聞いていきたいと思うんですが、私は一定の成果があったというふうに言いました。条件付き一般競争入札。この資料見ますと、1ページを見ますと、一般競争入札の平均落札率は84.49、それから指名競争入札は92.01%なんですね。随分な開きです。で、これは一般競争入札と指名競争入札を比べたものです。一方、7ページ見ますと歴年で数字が出てるんですね。合併した年、平成18年度は96.63%、で翌年が91.59、そこから前年の、前年が上半期が89.42%ですね。そして7月から実施すると一般競争入札が84.49、指名は92.01と。上下水道局も傾向としては似た傾向なんです。指名競争入札だと落札率が高止まりして、若干下がってますけど基本的に高止まりしてて、一般競争入札だと下がってる。これはなぜだと思われませんか。

○ 契約課長

7ページの一般競争入札、それから指名競争入札における落札率の差ということでございますけれども、一つは、一般競争入札によって土木一式、建築一式についてはそのランクの業者数を20から30と広くした意味もございまして、そういった中での競争性が確保できたといったところの結果ではないかなと。

それから、もう一つこれは、指名競争入札の92.01、それから水道局のほうの93.82ということでございますけれども、本来すべて競争入札で行われれば一番いいのでしょけれども、実際には市内業者に基本的に発注するといった中で専門工事等々がございまして、そういった業者数の関係も出てくるかとは思いますが、一つは一般競争入札による業者間の競争が激化したということではないかなというふうに思っております。

○ 川上委員

今、答弁あったのを、逆に言うとどういうことになりますか。一般競争入札によって競争が激化する。そうすると逆に言うと、指名競争入札は競争が緩やかだということになるんですね。そうなりますでしょう。この競争が、指名競争入札、競争が弱い、緩やか、いろんな言い方ができると思いますが、これはなぜでしょうか。

○ 契約課長

その原因というのは私もちょっとわかりませんが、実際には今回初めて一般競争入札を導入した結果、こういった落札率が出てきておるということでございますので、今後こういった専門工事等々、今行っている土木一式、建築一式工事の関係、それから専門工事を含めたところでの入札のあり方とか、そういったものについても、今後総体的に検討すべきものではないかなと、そういうふうに思っております。

○ 川上委員

私は答えは簡単だと思います。一般競争入札を導入する以前、本市において公共工事の発注において談合が蔓延しておった、常態化しておったという角度で見るのが当然ではないかと思うんですよ。だから、一般競争入札を行なって競争力が働いた場合には、最低制限価格への集中ということが含まれますけど落札率が低下していく。しかし、同じ一般競争入札でも2社、指名競争入札より悪いんですね。競争力からいえば。この場合は従来よりも考えられんような、99.40という高落札率で入札終わっていると。ここからわかることは、私はもう一つ

しかない。指名競争入札のもとでは談合がやりやすい。非常にやりやすい。本市においてはそれが蔓延化しておった、常態化しておったのではないかと。このところをきちんと見る必要があると思うんです。

で、あなた方は、ここ数年間、入札制度改革で一般競争入札持ち込む前までね、いや、談合あつてないと信じておられますとか、そんなこと言ってましたでしょう。でも、あなた方、行財政改革実施計画の中で、談合による落札率の引き上げを防止する、許さないと言ったわけです。だから、半分以上は談合が常態化しておるということをお認めしておたわけだろうと思うわけですよ。ですから、指名競争入札の最大の弱点は談合が容易であること。しかもそれが常態化しやすいこと。一旦できた常態化の構図は崩れない。そういう弱点を指名競争入札は持つておるといふふうに思われませんか。

○ 契約課長

指名競争入札、それから一般競争入札、それぞれ長所、短所というところがあるかとは思いますがけれども、一般的には短所としては、業者を指名する過程で口きき行為等、それから恣意的にそれが運用されるといったものもあるかと思えます。また、指名により業者が絞られることから談合を誘発する可能性があるということも言われておるところでございますけれども、本市においては、この指名競争入札の短所と言われる部分については指名基準、それから要綱、要領、そういったものから、または発注見通しから業者選定、入札結果まですべて公表することで透明性を確保しておるところでございますので、恣意的にならないようにしておるところでございます。

○ 川上委員

透明性を確保しておるのに90%超の高落札率が本市において続いてきたということになるでしょう。だから、あなた方の言ってる透明性というのがどれだけ役に立ってるかっていうことなんですよ。

それで、指名競争入札の弱点については先ほど私言ったとおりだし、ほぼ認められた。同時にもっと重大な問題があるんです。指名競争入札のもう一つの重大な問題は、発注者がこの入札に関与する官製談合が行なわれやすいということなんですよ。ですから、市長あるいは上下水道事業管理者、その他、発注者の不正は絶対に許さないという決意が内外にきちんと示されないと、指名競争入札においては官製談合が起こりやすい。やっってくださいってということにもなりかねないわけです。

そういう状況の中で、最近、本市にとって行財政改革を進めていく上で非常に重要な出来事がありましたね。岩崎浄水場事件です。この事件に関する住民訴訟で、福岡地裁は3月27日に市長に対して判決を下したんですね。市長が被告だから。この内容は非常に重要な内容があります。市長はお読みになりましたか。

○ 市長

読みました。

○ 川上委員

私も読ませていただきました。で、裁判長はの中で官製談合があつたと認めておると私は思いますが、そういう内容だったかどうか、どういうふうに判断されていますか。

○ 総務部長

今の裁判の関係の分でご質問でございますが、これはまだ係争中の案件でございますので、回答については差し控えさせていただきますと思っております。

○ 川上委員

飯塚市が係争しているんですね。飯塚市長が被告ですから。飯塚市長が原告、住民の方と係争しておるといふ意味ですか。

○ 総務部長

質問者は御承知のように、これは旧庄内町での水道関係の案件でございます、新市になりまして管理者を置いております上下水道局がこの事務に担任をいたしております。それで、訴訟の相手は市長名でございますけれども、上下水道局が管理者のほうでこの案件に対応しておりますわけでございまして、これはまだ飯塚市自体も控訴いたしておりますが、上下水道局が事務をいたす中で控訴いたしております。三者、原告、私どもは被告でございますけれども、この被告の形態も平成14年の自治法の改正の中で今のような変則的な形態ですね、こうなっておりますので、実質的な被告というのは市長自身が相手に対して請求せよという形の請求でございますので、そういった住民訴訟の形態であることをご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

官製談合をめぐる係争しておられるんですか。つまり被告である市長は官製談合はなかったと言って原告と控訴段階で争っているんですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:34

再開 11:34

委員会を再開いたします。

○ 総務部長

本件に関しまして、上下水道局のほうで1審判決ですね、これを参考にする中で指名停止をいたしております。これについては業者間での談合といいますか、入札談合という形での案件でございます。

○ 川上委員

業者が談合したというのは今認められた。しかし、官製とは認められなかったわけですね、今の答弁は。町長が関与したものではないというふうに言われるわけでしょう。

○ 総務部長

係争中の案件でございますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

係争中は関係ないです。先ほどから、だから順を追って聞いてきたでしょう。飯塚市は指名競争入札を幾らでもやってるんですよ、今も。その中で発注者の決意と構えが非常に重要だということを確認したじゃないですか。だから具体的な事例で聞いているわけです。それで、談合は認められた。だから、上下水道局が指名停止をしたわけでしょうけど、しかしこれについてもあなた方は、過去どういう態度をとってきたかというのを確認してみましょ。

談合を認める供述調書はあります。しかし、市も関係者に事情聴取したが立証できないと。で、本人たち否定してると。供述段階では認めた、捜査段階では認めただけど、市が改めて業者を呼んで聞いたら認めないと。だから、談合があったとは言えないという論理が使われたわけです。そして、住民訴訟が提訴されてからは司法の判断を待ちたいと言われてきたわけです。これは何かということですね、あなた任せなんですよ。で、こういうやり方では今後、談合情報があってもね、業者に聞くでしょう。やってないって言うでしょう。誓約書を書かせるでしょう。書きますよ。そしたら、ゴーじゃないですか。だから、今、本市の談合情報対応マニュアル、見直すべきではないかと思っておりますけどどうお考えですか。

○ 契約課長

談合マニュアルの見直しということでございますけれども、実際には旧庄内町のこの事件の関係もございまして、実際にはその公正入札の調査委員会の中に諮った中でどう対応していくかということで、今は実際には事務の取り扱いをしておるところではございますけれども、そういった部分も含めた中で公正入札調査委員会の中でまた検討はしていきたいという、そういう前向きな気持ちではおります。

○ 川上委員

庄内の談合情報対応マニュアルと本市の談合情報対応マニュアルは、ほぼ同一だったんですよ。ほぼ同一です。「庄内」と「飯塚」が違うだけです。それでね、前向きで検討するっていうのは当たり前です。それで、例えばこんなことも考えないといけないと思うんです。談合情報があったら入札を希望している業者の中でくじ引きをして何社か外してしまうと。飯塚市はそういうやり方をするっていうことを知らしめるわけですよ。そうすると談合は全部崩れるでしょう。それでも生き残る場合があるかもしれませんが、基本的に崩れます。これに特定のところを、ダミーを入れることができるようなら、もう完全に崩れます。だからそういう談合情報が来ました、やってませんか、やってません、誓約書を書いてください、書きました。じゃあどうぞ、それで99.40とかいうのはだめです。だから、談合の前提を崩してしまう、そういうような対応をするべきだと思うんです。これは要望にしておきたいと思うんですが。

次に、係争中なので答弁しないと部長が言ったその官製というところの問題です。で、岩崎浄水場にちょっと戻りますね。元町長、つまりは発注者の関与について判決は関与を認めている。認めておるでしょう。だから、ここまで明確に認めてるのにね、裁判長が、なぜあなた方は官製であると、町長の関与があったと言わないのか、ここで。係争中であろうがなかろうが1審ではもう出てるわけですから、なぜここで言えないのか。これが不思議なわけです、市民は。どういう決意を持ってるんだろうかと。どうして官製談合と言えないんですか。官製であると言えないんですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:41

再開 11:41

委員会を再開いたします。

○ 総務部長

何度も申してますが、本件に関しては上下水道局が裁判を担任いたしております。それから、1審の判決の表現の中に質問者が言われるような記述があったことは事実でございます。ただ、係争中の案件でございますので、私どものほうでこれに対してどうのこうのという回答については差し控えさせていただきます。よろしくお願いたします。

○ 川上委員

市長にはちょっと迷惑かもしれませんがね、もう読まれてるから。判決の56ページに、少し細かいところ省略して言いますとね、「補助参加人前澤工業は、本件談合の前提条件と認識していたものと認められることをあわせて考えれば、補助参加人松延の前記行為が本件談合を容易にしたものであることは明らかというべきである。」というふうに結論づけているわけです。前後ももっと厳しいところがあります。で、こういうのがあってもね、あなた方は係争中だから答弁ができないと言うんですよ。ところが市長、係争になる前に本市が町長の関与を認めたことがあるわけです。これを野見山、当時人事課長、現総務部長が忘れてる。思い出しませんか。

○ 総務部長

確かに、職員の処分の段階で報告をいたす中で、私ども当時の市職員ですね、懲戒処分をかけたわけですが、その際に町長の、当然任命権者は町長で決裁権者も町長ですから、町長の指示の中で不適切な、指示の中で、打ち合わせの中でというような表現だったか知りませんが、不適切な事務処理が行なわれたということは委員会に報告をいたしております。

○ 川上委員

思い出しましたね。もう少し思い出してもらいましょうか。2007年の4月の24日の総務委員会です。こう言ってるんですよ。「本事件につきましては、警察のほうから返還されま

した事跡等資料、または刑事確定記録等裁判関係資料から、基本設計及び実施設計並びに機械設備工事の入札に関連いたしまして」、ここからですよ、「当該担当課長が町長の協議や指示の上ではございますが、議員の介入の中、特定業者を意識しての指名選考を行なわれるなど」、これは官製談合が行なわれていることを示してるじゃないですか。ここまではっきりしているのにあなた方は、係争になるまで官製であることなどについては言わないで、そして係争になれば係争中ですからと。司法の判断を待ちたいと。で、司法の判断が出ると直ちに態度表明しなかった。控訴が行なわれる。で、控訴行なわれるとまた係争中だというんで答弁をしない。

ところが、上下水道局は、あなた方と相談した上で3月27日の判決の後、松延氏に対して裁判の判決が出たと、だからこの判決を踏まえて善処されたいという文書を出してるじゃないですか。上下水道局長名で出てるでしょう。事業管理者名で。あなた方と相談した上ですよ。だから、あなた方はもう市長部局も直接の上下水道局も、松延氏が、元町長が、十分に深く関与してることを百も承知なんですよ。それなのに裁判中だとかいうことを理由にこの官製、町長の関与を断罪しない。なぜなのかと。同じ執行部で同じ立場だからかということが問われるわけです。ここまではっきりしてるんですから、あなた方はここでは係争中で答弁できないとか言ってるんだが、弱気の責任追及を元町長にやってる。だからね、我々が今、入札制度改革についてここで真剣に審議してきてるわけだし、あなた方も改革したいと言ってる。それにはやっぱり発注者の決意が定まらないと、どっち向いていくかわからないですよ。入札、指名入札制度を元に戻そうというようなことだって起こるかもしれない。そしたら大変じゃないですか。齊藤市長のもとで一旦歩き始めた一般競争入札がね、逆戻りし始めたよ。そういうの困るでしょう。齊藤市長。この官製談合について絶対許さないという決意、聞かせていただけませんか。

○ 総務部長

本件に関しまして、合併後からずっと、るる説明をいたしております。飯塚市においては旧飯塚市、また新飯塚市におきましても、このような恣意のある入札が起こるシステムにはなっていないということで、起こることはございませんということでずっとお答えをいたしております。旧庄内町、官製談合という表現を質問者言われますが、旧庄内町の案件につきましては、刑事事件としての刑法罰であります談合罪、また競売入札妨害、そういった刑法罰について刑が問われておりません。そういった中で私ども、るる答弁をしておるわけでございますので、ご理解のほどをよろしく願いたします。

○ 川上委員

税金を預かって公共工事をやっている発注者側という責任、自覚も何もない。警察がやりきらなかったことだから罪の事実はないだろっていう答弁ですよ、今のは。でも実際に住民が闘って、法上闘っていけばはっきりしたじゃないですか、官製談合であることを。あなた方は言いたくなかったわけです。

それで、あとは三、四点細かいことを聞くだけにとどめておこうと思うんですがね、上下水道局は5月14日、4社指名停止しましたね。3月27日から1年半もかかったわけです。市長部局との協議の経過を伺いたいと思います。

○ 契約課長

今回の指名停止の関係でございますけれども、上下水道局のほうからといいますか、実際に連休前、4月末だったと思いますけれども、指名停止の期間等についての契約課の考え方ということでお話しした経緯がございます。

○ 川上委員

1回限りなのか2回なのか3回なのか。そしてそのとき、指名停止の期間について上下水道局は何と言って協議を持ちかけてきたのか。それ聞かせてください。

○ 契約課長

日にちは覚えておりませんが、2回だったと思います。で、内容については、今回の本市、旧庄内町でございますけれども、本市の事件ということで指名停止がどの指名停止になるのか、また期間が、指名停止期間をどのような設定がいいのかと。いいのかというよりも、上下水道局のほうからの案という形でもありますし、私どもも契約課として、例えばこれが市長部局においてなされた事件であったならどうすべきかということをお話して、最終的には今回出されました指名停止期間ということになったところでございます。

○ 川上委員

今度の停止期間は市の取り扱い要綱で、悪質なものは36カ月指名停止できるのに、指名停止になったのは1社だけ。悪意あるものは36カ月でしょう。で、1社だけ36カ月ですよ。残る3社は24カ月しかになってない。温情ですよ。私に言わせてみれば。上下水道局は、最初、指名停止期間幾らでいきたいということで相談してきたんですか。

○ 契約課長

上下水道局のほうからは何カ月ということではなくて、実際には市のこの処分といいますか、措置要綱、それから取り扱い要綱に基づいた中での最大月数という考えがございますので、最大月数をもってすべきというところでは話をしております。

○ 川上委員

上下水道局が24カ月、ということ saying ってきたわけですか。

○ 契約課長

実際に何カ月かということではなくて、今回の指名停止についての協議をするということで、例えば上下水道局が、例えばこの業者については何カ月、この業者については何カ月ということではなくて、当初考え方として、停止をかける上での協議をしたものでございまして、それを契約課として市長部局がこういう事件に対してどう対応するかというときには、最大月数をもってすべきじゃないかという話をしたところでございます。

○ 川上委員

そんな話が信じられないでしょう。そんなことで忙しい幹部が2回も会うはずない。電話で済む話ですよ。だいたい、上下水道局が市長部局にどうしましょうかねとか言うはずないんですよ。こうしようと思うけどどうかって聞くんですよ。で、最大月数でいけというふうにならね、市長部局のことであれば最大月数でいきますよというふうに言ったとするならね、上下水道はそれ以下を提案していたってことですよ。それ以下を考えていたということになりますよ。そうでなければ2回も会って、忙しい人たちが会議するはずないでしょう。だからね、今の答弁は信用できない。

それからね、こんなに時間がかかったと。なぜこんなに時間がかかったのかと。1カ月たって上下水道局が初めて市長部局に協議を持ちかけたわけでしょう。1カ月の間何をしておったのかと。だから、上下水道局は市長部局と一体となって、この4つの業者と事前協議をしておいたんじゃないんですか。違いますか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:54

再開 11:54

委員会を再開いたします。

○ 契約課長

時間がかかっておるといようなお話でございますけれども、実際に上下水道局のほうでの事務ということでございますので、その内容について時間がかかった、経過した経緯等々については私としては把握しておりませんので、申し訳ありませんけれども答弁できないものというところでご理解をいただきたいと思っております。

○ 川上委員

私の質問は、上下水道局と市長部局が一体となって関係業者と事前協議をしたのではないかと聞いてるんですよ。だからあなた方が一緒になってやってるんじゃないかと聞いてるんだから、わからないっていうことはないでしょう。イエスかノーかでしよう。

○ 契約課長

そういうものはございません。業者との協議とかそういうことは、私は聞いておりません。私もしておりません。

○ 川上委員

じゃあ、契約課長は、私はそれに参加してないと。それから私は知らないということですね。じゃあ、その答弁を確認して質問を終わります。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

○ 兼本委員

一つだけさせてもらいます。非常にこの結果表見ますと、先ほど言いますように、川上委員さんも言われたように、一般競争入札を導入することによって落札率が下がったという一定の評価はですね、これはもう行政として一生懸命努力した結果だろうというふうに思っております。ただ、一般競争入札導入のときに、私もちょっと心配してました、業者数が少ないときにはどうなるかということでしたけど、先ほど課長の答弁あったように2社以上あればできるんだと。確かにできるかもわかりませんがね、せめてやっぱり四、五社ぐらいね、この潜り橋ぐらいは特定、何ていいますか、専門的な工事ですから業者数も少ないかもわかりませんがね、しかし、せめてやっぱり4社ぐらいはね、2社でしたらもう一遍かけてどうかというような形でやっていただかんと、もう見たら一発で数字で出ますように、特出してるとですよ。だから、これは千何百万円の工事やからそんなに影響額がないかもわかりませんが、これ大きな何億円という工事になってくると、こういうように99.4とかいうような形になると非常に一般の仕事と比べますとね、非常に特出したものですからね、せめてやっぱり2社とかいうような場合にはもう一度、例えば公告するとかですね、何かのような形のものでひとつ検討をされた方がいいんじゃないかと思うんですけどね、ひとつそのところを検討していただきたいということで思ってるわけですけど。2社というようなことね、辞退はするけれども、ずっと見ていくと2社というような業者数のやつはこれだけのようにありますからね、そのところ、ひとつ検討してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 契約課長

委員おっしゃるように、昨年7月から実施した中で2社というのが現実ございました。これについては特殊、専門的なものでございましたけれども、こういった部分については、試行した中でこういう結果も出ておりますので、これを今後どうしていくかということについては、また検討を重ねていった中で、例えばさっきおっしゃったように2社でいいのか4社でいいのか、そういった業者の数等もございますけれども、そういった部分も含めて検討はしていきたいとそういうふうに思っております。

○ 兼本委員

先進地でも公共工事にあんまり関心のないところは応募する業者数が少ないという話は聞いてきましたけど、確か2社とかいうような話はあるんじゃないかと思うんですよ。だから、先進地のほうの事例もよく参考にされてですね、そのところもひとつぜひやってください。

それから、川上委員さんがさっき言った、一般競争入札に関してかどうか知りませんが、談合情報マニュアルについても、今言うようにその談合情報が入ったときに、今までのように皆さんに談合があったかどうか確認して、そしてありませんでした、誓約書を書かせるということじゃなくして、例えば全部入れ替えるとかですね、一部入れ替えるとかいうようなことも、

これは本格導入に向けて、まあ、一般競争入札とはちょっと違いますけどね、指名競争入札。今言われたように指名競争入札も、もしかしたら土木建築だけじゃなくして、特殊専門工事も一般競争入札を導入するという考え方もあろうし、指名競争入札を残すのであればそういうふうな競争性を高めることについての検討の方法とかいろいろあろうかと思しますので、やったことについてですね、これだけの成果が出たということは、行財政改革では何億円という相当な効果額が出ておると思いますが、非常にやっぱり有効な制度を導入されたことだろうと思っておりますので、今後ともより一層効果が出るように、大変でしょうけどひとつ検討していただいて、いい方向に向けてやっていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定しました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定しました。

「飯塚市コミュニティバスの実証運行状況について」報告を求めます。

○ 総合政策課長

飯塚市コミュニティバスの実証運行状況についてご報告申し上げます。

本年4月1日より、全市的に運行を開始いたしましたコミュニティバスにつきまして、4月分の乗車人員、運賃収入等の集約ができましたので報告するものでございます。お手元に配付しております資料によりご説明いたします。本コミュニティバスは、穂波地区ふれあいタクシーを含め全11路線ございます。ふれあいタクシーは早朝の往復1便、コミュニティバスは各路線ごとに6便を設定し、全60便を運行しております。運賃は1回につき100円で乗り継ぎ券を利用すれば他の路線に乗り継いで目的地まで100円で行くことが可能でございます。上段の表には各路線ごとの乗車人員、現金による運賃収入、バス車内での回数券販売収入を掲げております。4月の実運行日数は、土・日・祝日を除きますと21日間ございましたが、乗車人員総数は5,896人、合計運賃収入は33万9,450円、バス車内での回数券販売総収入は3万8千7百円となっております。また、下段の表には、本庁及び各支所での定期券、回数券販売状況を掲げております。定期券販売収入が1万8千円、回数券販売収入が1万3千円、合計3万1千円となっております。なお、回数券は100円券12枚つづりで1千円、定期券は1カ月3千円で販売しております。

運行開始後1カ月半が経過したところでございますが、乗車人員、運賃収入ともに予想を下回っておりますため、今後利用者増に向けまして、広報誌等によるお知らせや高齢者の集まりがある集会などで、コミュニティバスに関する情報発信を行なってもらうなどPRに努めてまいりたいと考えております。以上、簡単でございますが報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑ありませんか。

○ 兼本委員

乗車のときの、どこの委員会で言われましたかちょっと忘れちゃったけど、障がい者とか車いすとかの対応についてはどうするのかというような質疑がいつか出ておりましたよね。それは運転手のほうによく注意して対応させるというような形で、答弁が確か、予算委員会か、予算

委員会かなんかで出とったんですよね。で、1カ月半経過したということですけど、そういうものに対してのサービスとかなんとかいうような、例えば車いすとか身障者とかね、高齢者の方たちとかの乗り降りに対して、十分なサービスが、サービスというよりも対応ができてるかどうか、その点いかがですか。

○ 総合政策課長

今、委員のほうからご質問がありました高齢者、障がい者の方の乗車について、特段事業者のほうからは報告は受けてはおりません。ただ、住民の方の要望といたしまして、バスに上がるときにステップが高いということでございまして、そういうところの手すり等をつけてもらいたいというような報告は受けております。

○ 兼本委員

いやいや、予算委員会のとくにね、委託するときに、入札するときに、そういうふうなものが入ってるかということ、入ってないと。車いす対応とか障がい者対応とか入ってないから、そういうものはどうするかというときに、その運行するところによく話をしてね、きちっと対応させますというような答弁があつたんですよ。だから当然、そういうふうな対応は、指摘はちゃんと各委託先にはしてるはずと思うんですけどね、してるんですか。そして、して、なおかつ今そういう苦情としては、乗り降りするときのステップが高いから手すりだけをつけてくれというような話があつてるのか。二つ質問してるわけね。すると言ったからそれをしてるのかどうか。それから、1カ月半たって、その後についての苦情があつてるのかどうかということをお尋ねしてる。

○ 企画調整部長

ただいまの御指摘の件でございます。まず、事業者のほうに3月の下旬、全員を集めまして、そして体の不自由な方、また高齢者の方等々につきましては、いわゆる事業者のほう、運転手さんのほうで十分に配慮した中で対応していただきたいというふうなことを私のほうから申し述べさせていただいております。それに従いまして、私、今月に入りまして、このコミュニティバスの試乗を行いました。その中でいわゆる今の既存のバスにつきましてはステップが高うございまして、どうしても高齢者の方はこの高いステップを上がるのになかなか不便を来しております。で、運転手さんが必ず下まで降りてということはちょっと不可能でございますが、ステップ近くまで行きまして手を介添えした中で中に乗っていただいて、そして座席に座るまでしっかりと見届けた上で発車されてるというような状況でございます。私も乗車した中で、お年寄りに手をこうして介添えしながら座席までご案内してそういうふうに座っていただくというような配慮は運転士さんのほうでもさせていただいております。それから、車いすにつきましては、まだ車いす対応のバスでないというのが実情でございますので、車いすにつきましては今のところ改善したようなバスがないというような状況でございます。

○ 兼本委員

私も何回かね、町でこのバスにすれ違いますと、女性の運転手の方もおられますよね、確か。だから非常にやっぱり介添えするにしてもね、男性と違ってやっぱり力の、当然、力のほうもあれがあらうと思うんですよ。で、今の話しですと、このバスはやはり交通弱者対応のバスなんですよ、当初の目的は。で、交通弱者ということは当然車いすも入るわけなんですよ。で、今の答弁聞きますと、車いすはしばらくはもう、なんか乗れん、対応できませんということですから、車いすの方たちが乗りたいと言っても乗れないということですか。例えば特別な介助方法がないと、1人で行ってバスに乗りたいと言っても、その方たちはご遠慮願うというふうな今の答弁やったんですかね。その点どうですか。

○ 企画調整部長

車いす対応のバスにつきましては西鉄、いわゆる旧飯塚市を回ってますこのバスは、車いすが後ろのほうに、後部座席のほうに置かれるようなスペースがございます。これにつきましては

は車いすの方でも対応できるというようなバスでございますが、旧4町のバスにつきましては、そこまでのバス対応ではございませんので、車いす対応のバスではございませんので、例えば今の、仮に車いすの方がお見えになって、そして介添え人さんが一緒にいらっしゃる場合については、西鉄バスについては対応できますが、旧4町のバスについては車いすを乗せられるような対応のバスではないということでございます。そこらあたりにつきましても、公共交通協議会の中に障がい者団体の方の代表の方がお見えいただいておりますので、その点についてはこの中でも十分にご説明しまして、それなりの周知は行っております。

○ 兼本委員

ということは、公共交通機関の中で、会議の中で障がい者の方が見えておりますから、車いすの方たちは乗せませんよということを言ってるから、それで済むんだというふうな答弁ですか。じゃあ、何のために交通弱者のためのバスつくったのかわからんでしょう、それ。だから、そういう人たちも十二分に、だから予算委員会の中でそういうふうな対応を十分にできてますかっていうことが恐らく質問があったと思うんですよね。車いすの人たちは、例えば西鉄バスの車いすを後ろのほうに置かれる人たちには対応できるけど、今の車いすというのは全部折り畳みにならんのかね、全部あのまま。ちょっと私も車いす知らないけど、折り畳みになるんやったら、介添え人がおった場合には、いつもあのバスは見ても満杯になっとるわけじゃないからですね。例えば乗せてあげて、そしてこう折り畳めばできんことはないと思うんですけどね、今の答弁でいくと、障がい者団体にも申しておるから、車いすの人たちには西鉄バス以外には乗せませんよという答弁のようですけど、そういう答弁やったんですか。

○ 企画調整部長

いや、そういうことじゃございませんで、折り畳みの場合は折り畳んでバスの中にとすることは可能でございますが、折り畳みができない車いすについては、リフトがついてるとか、いわゆる乗車口が、間口が狭いもんですから、そこらあたりは乗せられないというような状況でございます。ですので、事業者のほうに申し上げたのは、折り畳み式の場合にはもう車いすを中に乗せていただいて、そして介添え人さんが下のほうからバスのステップを上げて、そして座席までということであれば可能でございますということでございます。

○ 兼本委員

なかなか車いすの方たちに、我々も車いすの方たちをどう扱っていいか、あんまり扱ったことないから知りませんが、なかなか大変だろうとは思っていますよ。ただし、しかし、地域公共交通機関、国から補助金もらいながらこれをやるということについてはね、交通弱者の方たちを十二分に、交通弱者の方の足を確保するんだという当初の目的に立つならば、当然車いすの方たちに対応というのにも考えないといかんわけね。だから予算委員会的时候に、あなたたちが一方的に、何ですか、入札かけて、こういうことでって後で結果報告しかなかったけど、事前にこういう、そういう入札かけるときであれば、早目に議会なりに、こういうふうにやりたいと言えば議会なりの要望が当然出たと思うんです。今の障がい者に対する対応をどうするのかとかいうような形をね。だけど結果的にはもうわからないで、本会議場でポーンとやって入札かけました、終わりましたということで、我々には結果報告だけしかなかったわけですよ。だからやっぱりそういうふうな、こういうふうな後で指摘を受けるようなことがあるわけですよ。だから、あれは1年かな、業者さんの契約は、3年。だから3年間の間は車いす対応の人たちには、当然その折り畳みの車いすじゃない方たちには、3年間はもう最初から乗せませんということで宣戦布告したようなもんですたいね、あなたたちがしたのは。それでいいと思ってるんですか、それで。おかしいでしょう、そんなことは。だからその人たちはどういふふうに対応していいのかということはやっぱり、今から先1カ月半たって、車いすの方たちが乗りたいという希望があったかどうかは別問題としてですよ、当然乗りたいという希望があればその人たちにも十二分に対応できるような措置は講じる必要があるんじゃないですか。3年

間バスが、そういう対応バスじゃないから3年間は乗せませんよということですか。私はそういうことではおかしいと思いますけどね。

だからやっぱり最初のね、事前のときにそういうふうな対応バスがあるか、なければそういうものはどうするかということ、やっぱり指名とか入札するときに、当然行政が運営するんじゃない、公共交通協議会が運営するんやから、議会では関係ないよということは言われるかもわかりませんが、しかしやっぱり事前にびしっとしたことやってないからそういうふうなほころびが出るんですよ。だからそのところは今後、今から2年何カ月まだあるんですよ。どういうふうなお考えで対応するのかお聞かせください。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:16

再開 12:17

委員会を再開いたします。

○ 総合政策課長

ただ今、委員ご指摘の点でございますが、折り畳みが可能な車いすにつきましては運転手のほうが介助を行いお客様を車内に乗せて、また降りられるときには降りていただくというふうな対応を図るように、さらに徹底をしたいと思っております。ただし、折り畳みが不可能な車いすにつきましては、今後どういうふうな対応をとっていったらいいのかというのを協議会の中でも検討していきたいというふうに考えております。

○ 兼本委員

答弁するのは簡単なことなんよね。簡単に今から折り畳みのいすは介助してやりますって言ったって、運転手さんがそれだけできるかどうか。例えば女性の運転手さんなんか恐らく難しいんじゃないの。それと、例えば田舎のほうで止まるんやったら車停めとって、しばらく停めとってでもいいかわかんけど、町の真ん中で車停めてそんなことやってたら、車渋滞して何やってるんだということにもなりかねないんですよ。だから、例えば車いすの方たちの乗るところはその近辺の、その停留所を一つに決めて、停めやすいところから乗せるとかね、その近所の人たちに、例えば住宅があれば、車いすの方たちがあるときには、すみませんけど介助していただけませんかという自治会長さんをお願いするとかね、何とかやっぱそういうふうな形のものでやっていかんと、運転手さんだけでやれたってそれは難しいですよ。

だからそういうふうなところまでね、やっぱりバスを運行することについては、よくやっぱり検討してね、どういうふうな対応をやっていくかということをよくシミュレーションをやってやらないと、やってしまった後でそうしますこうしますっていうて簡単に答弁するけど、なかなかそうはできんと思いますよ。だからやっぱりこれは、このバスを運行したのは交通弱者のために運転するんですから、そして自治会長さんたちにも聞いて、どういうルートがいいとかいろんなことを相談しながらやったでしょう。自治会長さんも入ってもらったから。だから自治会長さんもたくさん入れてって言ったでしょう。だから自治会長さんたちにもお願いして、例えばその近辺の人たちがおったら、住んでる方たちに、例えばもしもあれば、ちょっと広いところにとめてそこで介助をお願いするとかね、もう今から、やっぱりこのバスはほら、普通の公共交通機関のバスと違って一分一秒を争うバスやないからですね、例えばここからここに行きたいという方たちを乗せるでしょう。病院はまた別問題として、例えば何分までに行かないかんと、時間厳守しなきゃならないというバスやないと思うんですよ。だからそういうふうなことをやっぱり検討してやっていかないと、ただ机の上においてね、議員から質問されたからやりますって、実際にやってできると思いますか、それ。私は無理やろうと思いますよ。バスの方たちも若い人たちがばかりが運転してるわけやない。やっぱりお年寄りの方も運転してる。お年寄りの方たちは運転するだけでいっぱい、介助するとかいうこともできないか

もわからんでしょう。だからいろんな方向を考えてね、今日はどうするかということを行わなくてもいいけど、この次ぐらいのときには、なんかこの案件が出たときには、こういう方法でやりましたとかね、前向きにね、ああそれやったら大丈夫やなというようなことの答弁するように検討してもらったらいと思いますよ。もう今日はこれで終わっときますけどね。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

○ 川上委員

1月過ぎて幾つか思うところがあります。一つは安全対策の問題なんですね。で、これは緊急にチェックをする必要があるのではないかと思います。それはバス停です。で、バス停自身がぐらぐらしていないかということもあるかもしれません。これは一応チェックはされているところもあると思うんだけど、バス停の周辺がですね、例えば側溝の、バス停がここにあってすぐ横が側溝とかいうところが何カ所かあるんですね。で、そこが待つところなので危険ではないかと。それから、本当はプールがあれば一番いいんでしょうけど、それがないために通りがかりの車に接触するというようなことが心配される場所もあります。それは草が生えているためにバス停のすぐ横に立たなくて道のほうに立ってて危ない、はっとしたというようなこともあるようです。ですからバス停自身と周辺を、チェックを緊急にしてもらいたいと思うわけです。

それと、土日休み、それから祝日休みというのが、まあとにかく走りながら考えようということでもあったんでしょうけど、早急にですね、難しいことがあるかもしれませんが、改善ができないかと思うんです。何か検討されてるところがありますか。

○ 総合政策課長

土日、祝日は現在、委員ご指摘のとおり運休しております。で、これにつきましては平日の運行、現在6本運行しておりますが、それを充実させるということで土日、祝日を休日とさせていただきます。ただし、市民の皆様からの要望、苦情等の中に、やはり土日、祝日は運行すべきじゃないかというご意見がっております。それで、その件につきましては協議会のほうにも報告をいたしておりますが、これが近々に、例えば来月からは土日運行しますよというようなことにつきましては、相手方との契約もございますので今年度中というのはちょっと無理かなというふうに思っております。ただし、協議会の中で十分に検討を図りまして、予算の関係もございますが、土日、祝日の運行、ただし平日を運行をやめるっていいですか、水曜日をやめるとかいうようないろんな検討があるかと思いますが、そこは検討していきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

システマ的には1年かからないとこれは是正できないということもないでしょう。事業者との関係とか陸運局とか、そういうところも関係があるんでしょうかね。で、土日動かすと、走らせると、乗車人員は倍にはなりますよ、恐らく。で、これは来年の4月はどうかとかいう程度ではなくて、相当急いで検討されたほうが、存在意義が示せて皆さんも喜んでもらえると思いますので、これはもうぜひ検討してもらいたいと思います。

そのほかたくさんありますけども、この最初に、予想を下回っておると、乗車人数が、人員が。どのくらいを予想されておったんですか。

○ 総合政策課長

年間で大体15万6千人を予想しておりました。

○ 川上委員

年間15万人で4月が5,900人で、予想を下回っておるんですか、これは。

○ 総合政策課長

年間15万人でございますので、月にしますと大体1万2千強ぐらいになりますので、今の

とこ6千人ぐらいしかいらっしゃいませんので、下回っておるといふふうに考えております。

○ 川上委員

スタートのときには少ないですよ、はっきり言って。周知もほとんどやってないんだから。ほとんどじゃない、十分できてないんだから。だから、この段階で予想を下回っておるといふ評価にはならないでしょう。と私は思うんですよ。年間通して比べてるんだったらあれだけど。だから、予想が下回っておる、需要がないといふようなふうに発展的に考えないで、需要は潜在的にあるんだと。で、まだスタートだからこのくらいだと。だから周知だとか、兼本委員が言われたように障がい者対応とかね、それから土日対応していけば、本当に住民の期待に応えるものに育て上げることができるだろうと。ただしお金が要ります。とにかくごみ袋は小さく薄くなって破れやすくなってね、値上げしたと。で、コミュニティバスは穂波、飯塚以外は土日は休み、遠く、時間がかかるようになって有料化と言われてるわけですよ。だから、必要なお金もかけながら育て上げていく必要があるといふふうに思っております。以上です。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

○ 八児委員

実は、今、川上委員が言われたことで収まってるんですけど、一言だけやっぱり話をさせていただきたいと思っておりますけど、やはり利用される方は年配の方、何で利用されるかということ、役所行ったり病院行ったりと、いろいろそういうふうなことが大体主にやっぱり使われておるのではないかと思う。で、土曜日がやはり病院があるもので、土曜日運行してないということ、本当に不便なんだというお話を聞いております。で、実は私のおります穂波、旧穂波町におきましては、もうコミュニティバスはもう3路線走っておりますので、本当に皆さん方はもう慣れ親しんで、そして無料なんです。そういうことで、100円ぐらい何とかお願いしますよという話は前にしたこともあるんですけども、ともかく、やはりその慣れ親しんだ路線が今回かなり大幅に変わってきてるんですよ。それでですね、実は、前はたった10分ぐらいで目的地に着いてたのが、もう1時間半も2時間もバスに乗ってないといかんと。まあこれじゃあとてもやないけども、使いづらいといふような状況を聞いております。何人も聞きました。で、これの見直しについて、どのような形になるのかちょっとお願いしたいんですけど。

○ 総合政策課長

今、委員からのご指摘の点もありますが、住民の方からも見直しというのは運行開始以来多々いただいております。それで、当初から申しておりましたが、実証運行というのが国から補助金をいただいて3年間行なうようになっております。その3年間のうちに毎年見直しを行っていきと、交通協議会のほうに多々御意見を上げまして、その中でルートの変更、時刻の変更等については、毎年度ごとの見直しを行なうといふようなシステムをとりたいといふふうに考えております。

○ 八児委員

そういうことでお願いしたいんですけども、ともかくやはり周知徹底といふか、一遍、こういう形ですよという路線図を作っていただいておりますよね。あれが見づらいんだそうですよ。やはりどのような形で乗っていくのか、動いていくのかというのがわかりにくいということで、もう少しその地区地区で活用されるように、拡大するとか、ちょっと大きな路線図を作ってくださいとか、そういうふうな形で、ともかく使われるのは年配の方が主ですので、そういう観点からしっかりとちょっとお願いをしたいということで要望で終わります。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので御了承願います。

次に、「行財政改革のさらなる取組みについて」報告を求めます。

○ **行財政改革推進室主幹**

行財政改革のさらなる取組みについてご報告いたします。配付いたしております資料をお願いいたします。この資料は、4月23日に開催いたしました行財政改革推進本部におきまして、協議を行い決定したものでございます。

1の本市の財政状況でございますが、実施計画の進捗状況、一般会計におきます基金の取り崩し額、基金残高を記載いたしております。2の行財政改革の今後の取組みについてでございますが、平成22年度に単年度収支を黒字化するという、現実実施計画の目標達成がそのまま推移すれば不可能な財政状況になっていることから、さらなる行財政改革推進のため、行財政改革実施計画、第一次改訂版を策定することに決定したものでございます。②で策定の基本的な考え方を示しておりますが、大綱は現行どおりとし、実施計画についても継続実施を基本とし、現推進項目の内容の上乗せや新たな推進項目の追加などにより策定することといたしております。

2ページ、裏面をお願いいたします。策定は来年度の予算に間に合うように11月を目処に策定することといたしております。策定までのスケジュールは後でご説明いたします。計画期間は平成21年度から平成25年度までの5年間とし、目標額は今後作成します財政見通しを勘案しながら早期に決定することといたしております。なお、推進項目につきましては、できる限り市民負担増とならないように、内部改革を中心として検討を行なっていきたいというふうに考えております。

別に配付いたしております改訂版策定までの主なスケジュールをお願いいたします。職員からの提案、タウンミーティングでの市民からの意見などを参考にいたしまして、8月末までに推進項目の素案、たたき台を作成し、パブリックコメントに倣った市民意見募集などを行うとともに、行財政改革推進委員会からの意見、提言を参考にさせていただきながら、11月を目処に第一次改訂版を策定する予定でございます。なお、議会にも素案、たたき台を作成した時点でご報告し、ご意見等をお伺いしたいというふうに考えております。以上、簡単ではございますが、行財政改革のさらなる取組みについて報告を終わります。

○ **委員長**

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑ありませんか。

○ **川上委員**

五、六点お尋ねをします。この5カ年計画で4年目を迎えておるんですね。それで、この間の取組みをどう評価しておるのかということがあると思います。金額的には計画額を4年間で29億円も上回っておると。で、計画額は約130億円ですからね、それに対して現段階で29億円上回っておるとするのは相当なことだと思うんですね。それで、そういう状況を踏まえてこの間、4年間の実施状況をどう評価するのかお尋ねをしたいと思います。

○ **行財政改革推進室主幹**

資料の本市の財政状況についての①に記載いたしておりますように、今委員さんが言われましたように、4年間で約29億円上回っております。これにつきましては一定の評価はいたしております。

○ **川上委員**

その一定の評価というところを聞かせていただけませんか。

○ **行財政改革推進室主幹**

29億円上回っておりますが、その上回った主な要因といたしましては、職員5年間で約168人削減する計画でございましたが、3年間で200人削減いたしておりますし、普通建設事業の見直し、それから市税等の滞納整理対策などですね、できる限りの対策を講じましてこの結果が出ております。これについては一応の評価をいたしておりますが、平成18年の実

施計画策定時には予測できなかったものということで、三位一体改革、平成16年から18年度までの3カ年、三位一体改革後の予想を超える地方交付税の削減、それから昨年でございますが、米国の金融危機に端を発する世界同時不況による地方経済の低迷などによりまして、平成21年度予算におきましては市税が相当額落ち込んでおります。そういう関係で毎年20億円弱の基金を取り崩した中で予算編成をいたしております。そういう中で一定の評価はいたしておりますが、平成22年度には黒字化するという現実実施計画の目標が不可能な財政状況ということでございます。

○ 川上委員

そういうことじゃないんですよ。あなた方のもとの行財政改革の目的というか、基本点との関係で自己評価をしないといけないでしょう。で、いろいろな角度があると思うけど基本的には二つと思うんですよ。自治体らしい自治体、住民サービス、住民の福祉の増進を図るといふ、その方向に向かってね、この行財政改革の成果が出てきているのか、そういう方向でないのか。自治体づくりとの関係でどうかっていうのを一つ問われるでしょう。住みやすい飯塚市づくりというふうに言ってもいいかもしれません。それと、市財政状況はどうかっていうことでしょう。だから主幹がそのくらいの評価しか総務委員会に시키れないままですね、次のさらなる行革をやろうというのでは、飯塚市はどこに向かっていくのかということになるんです。で、予算特別委員会で実藤部長が言われましたが、行革の暁には住民の福祉増進のために努力したいというふうに言われてたわけですよ。それじゃあ、市財政の立て直しもいかないと。やっぱり福祉の増進、住民サービスを充実する努力しながら、それをやってこそ市財政も立て直しが、可能性が開けるんだっていう意味わかるでしょう。なんだけど、それにしても4年間で29億円も上回ってることについてね、上回っておるけれどもまだ足りない足りないって言うだけじゃなくてね、この29億円どこ行ったんですか、というような話になってくるでしょう。だから、きちんとした評価をしないまま、ぼんと職員集めてむち打つようなこと言ってね、頑張りきれない職員はもうどうしたらいいんだろうかと悩む、そういうことでもいいのかと思うわけですよ。それでね、5年間で、5年間の計画でしょう。21年から25年まで。目標額は幾らになっているんですか。

○ 行財政改革推進室主幹

先ほど説明をいたしました、2ページのウに記載いたしております。この中で書いておりますが、「目標額は、今後作成する財政見通しを勘案しながら、できるだけ早期に決定する。」ということで記載いたしております。20年度の決算が出ましたら、できるだけ早期に財政見通しを立てていきたいというふうには考えております。

○ 川上委員

そんなことであな方が第一次改訂版とか作るわけじゃないでしょう。金額を言ってくださいよ。

○ 行財政改革推進室主幹

この資料につきましては、行財政改革推進本部で決定したものでございますが、先ほど申しましたように、金額は現時点では確定はいたしておりません。

○ 川上委員

いや、確定した数字じゃなくていいですよ。議論している数字を教えてください。オのところで書いてるじゃないですか。このわかりにくい文章。何を言ってるんだかわかりにくいでしょう。わかりやすいですか。この中に目標とする額が多額であると書いてます。だからこの言葉がオの文脈の中でキーワードですよ。目標とする額は多額であると。だから、内部改革だけじゃできないから、一部については住民サービスの縮小、廃止、取捨選択と。ここに今度の第一次計画の基本点があるわけでしょう。そのときにあなた方が目標とする額がね、総務委員会で報告しといて数字が出せないということがないでしょう。財務部長、出せませんか。

○ 行財政改革推進室主幹

確かに多額な金額というような表現をいたしております。この第一次改訂版の理由の中でも書いてありますが、合併後毎年20億円弱の基金を取り崩して収支バランスをとっていると。こういう状況から20億円程度は財源不足が生じるのではないかというふうな、内部ではそういうふうにしてありますが、実際には20年度の決算状況を見た中で財政見通しを立てていくというふうにしてあります。

○ 川上委員

全国知事会が、今のような自民党・公明党の政府のもとで地方財政対策、あるいは強引な統廃合じゃないけど、市町村合併とか究極の行革ですからね、そういうのをやっていくとどうなるかということ、地方交付税のこともですよ、2011年には大概の地方公共団体は破綻するとSOSを出したじゃないですか。だから、そういう意味では国政を変えなければならない。国の地方制度どうするのかと。国が財政保障するっていうことになってるわけでしょう。法律で。なってないですか。なってると。それ今サボってきてるわけですよ。理由つけて、道州制だとか市町村合併だとか言って、ずっとお金を絞ってきてると。三位一体とか言ってね。で、これと地方公共団体は闘わなければ生きていけないと思います。そのことを含めた形であなた方が、この行財政改革のスタンス持つてるといってそうじゃないでしょう。あなた方が闘っているのは市民ですよ。市民に痛みをどんどん押しつけてね。この観点では市の財政は立て直らない。蜃気楼と一緒にです。どこの町でも一緒です。大牟田でも。行革やれば地方交付税が減り、景気も悪くなるということとどんどん追いかけていだけですよ。だからもっとね、飯塚市は地に足が着いた本当の行財政改革をやるべきであって、むだを省いていくと、国に責任を持ってもらうと。ところがあなた方がやってるのは逆なんです。

そこで、もう最後にします、最後に近いところにします。オの中に、「先例、慣例に問われることなく新たな視点に立ち」というふうに書いてあります。この新たな視点と言うのが大事なんです。私は今言ったような視点、予算特別委員会でも繰り返してるからもう言わないけど、住民の立場に立った行財政改革やっていかなければ財政再建もできないと。だから、例えば言いますが、鯉田工業団地はもう繰り返しません。で、例えば国が同和特別対策もやめて何年ですか、平成13年度末にやめたわけですからね。あなた方はずっと続けて何十億円も金かけてるわけですよ。そして、例えば男女共同参画関係を除いた人権同和予算の総括を見ると2億8千万円ですよ。これ、10年すれば28億円ですよ。計画年が5年だから5で割れば14億円。14億円、この行財政改革で市民に犠牲を押しつけようと言ってる、その間ね、ずっと流していくことに今のままだったらなるんですよ。それから部落解放同盟の補助金、それからそこがつくったNPOへの委託料、合わせて7千万円ですよ、1年で。5を掛けてください。3億5千万円。こういうのを放置していかないという文脈がこの中にあるかどうかということですよ。ないでしょう。ありますか。

○ 行財政改革推進室主幹

新たな視点に立った中で先例、それから慣例にとらわれることなく、全事務事業の見直しを図っていききたいというふうには考えております。

○ 川上委員

逆立ちした上に、逆立ちした上に大型開発と同和对策関係予算、これを温存する。こういう行財政改革は直ちに改めなければならんと、切り換えなければならんとということを指摘して質問を終わります。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので御了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。